

(仮称)新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第 5 回 平成20年10月24日開催 午後7時から午後9時5分 議会大会議室

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 佐原委員、久保委員、野田委員

事務局等 寺尾、徳永、武藤、中山、林、山岸、三浦

傍聴者 2名

配布資料

- ・基本構想・総合計画(抜粋)
- ・区民会議提言書(抜粋)
- ・運営委員一覧
- ・第4回ワークショップ模造紙まとめ
- ・ワークショップ各班キーワード一覧
- ・牛山教授講義録から 条例項目
- ・第4回区民検討会議開催概要

1 事務局からの連絡

前回の運営会についての報告【了承】

- ・運営会の世話人の選出は、自薦・他薦どちらでも可とし、10月24日の運営会で決める。
- ・第5回区民検討会議の検討項目(今回の会議次第)についての報告。報告に対する質疑については別紙のとおり。
- ・前回以前の全体会での議論を受け、区民検討委員より「自治基本条例制定の経緯」の説明を行う。
- ・第6回区民検討会議からグループワークでの班編制を変更する。

第6回区民検討会議の開催場所は四谷地域センターです。【確認】

新委員の委嘱【確認】

- ・10月24日付けで、新たに吉川信一委員が委嘱された。町会連合会からの推薦委員。
- ・町会連合会からの推薦と地区協議会からの推薦を兼ねる形だった大浦委員は、地区協議会からの推薦委員となる。

2 区民会議参加者より説明

テーマ:区民発「自治基本条例制定の経緯」 発表者:竹内委員・高野委員

説明内容は別紙のとおり。

3 牛山教授の講義

テーマ:「自治基本条例に盛り込むべき事項の検討に際して」

講義内容は別紙のとおり。

4 全体討議(1)

盛り込むべき新宿らしさ

自治基本条例に盛り込むべきこと

意見交換については、別紙のとおり。

5 個人ワークショップ

個人ワーク…「キーワードから自治基本条例の項目について考えよう」…資料5、6を使用
資料5のキーワード中で資料6に当てはまらないキーワードの番号を、各自発表をする。
発表の内容は別紙のとおり。

6 全体討議(2)

各委員の発表を踏まえ、今回の個人ワークショップの内容について全体での討議を行った。
全体討議(2)の内容は別紙のとおり。

以上

第5回 委員出席簿 凡例: 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	5回会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	×
5	大浦 正夫	オオウラ マサオ	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	×
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	×
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	荻野 善昭	オギノ ヨシアキ	×
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	×
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	×
22	清田 英雄	キヨタ ヒデオ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	×
25	田中 尚典	タナカ ナオリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	
参加者			23

運営会の報告への質疑と区民会議からの提言の経緯

運営会の報告(会議次第の説明)への質疑

委員 次第5について、先に「新宿らしさ」を始めるのですか。

事務局 そもそも「新宿らしさ」が必要なのかという意見があったことから、「新宿らしさ」を自治基本条例に入れるべきか、その特色を入れた条例にすべきかをまず確認をしたい。牛山教授とも相談いたしまして、前回の運営会での議論を整理し、このような順番にさせていただいた。

会員 かえってバランスを壊さないか。

事務局 そこで議論をして確認がとれれば、次第5の「盛り込むべき事項」の中で「新宿らしさ」をあわせて議論していきたい。

委員 前回欠席したので経緯わかりませんが、「自治基本条例に盛り込むべき新宿らしさ」とは一体何だろうと思っており、こういった曖昧なことを基本条例に入れるようとするのは議論にならない。「新宿らしさ」は結果的に出てくるものであって、最初から入れようとするものではない。

事務局 その件も併せて、全体会議で議論していただきたい。

区民会議からの提言の経緯説明

ファシリテータ 新宿区民会議に出席されました竹内委員と高野委員にどのような経緯で自治基本条例を制定しようという提言になったのか、説明して頂きます。

その後に質問の時間としたいのですが、牛山教授の都合上、先に牛山教授の講義を入れ、その後に質問の時間にしたいと思います。

両委員からの説明の前に、事務局から説明して頂きます。

事務局 資料1をご覧ください。「自治基本条例」が総合計画の中でどのような位置づけにあるかをご確認下さい。資料1の3ページの3)-1「施策の基本的考え方」を読ませて頂きます。

“自治体と区民との関係や、それぞれの役割を明確にし、どのように自治を進めていくのかという、自治の基本理念、基本原則を明らかにします。その一環として、まちづくりへの区民の参画や協働のしくみ、区の責務、区政の運営の原則など、これからの新宿におけるまちづくりの基本ルールである(仮称)自治基本条例を、区民、議会及び区が一体となって制定します。”

このように位置づけられています。また4ページでは、これに関連した区民と区の役割の説明があります。こちらも読ませて頂きます。

“ 区民:区民がまちを創り、担っていくという自治意識の向上

(仮称)自治基本条例の制定に向けた参画と協働

区政情報及び地域情報への関心度の向上

地域の課題解決に向けた活動への参画

区(行政): (仮称)自治基本条例の制定

という役割です。”

では、基本計画に位置づけられる前段の区民会議の経過等に関して竹内委員より説明して頂き

ます。

竹内委員 自治基本条例が新宿区総合計画に組み込まれるまでの経緯を説明いたします。

平成17年6月より区民会議が、同10月より地区協議会が始まりました。

区民会議は、10年後20年後の新宿を考えてみませんか、というモットーの下、公募区民委員376名、学術経験者14名、計390名で行われました。

資料1の7ページをご覧ください。区民会議には6つの分科会がありました。第6分科会のテーマはコミュニティ、自治制度、協働・参画、地域安全、多文化共生であり、私は第6分科会を選びました。熱心に白熱した討議が行われました。

基本構想、基本計画、都市計画マスタープランに盛り込むべき内容を市民の視点から考えよう、という成果が『新宿区民検討会議 提言書』であります。区民の視点から検討したということが取り上げられた新宿区総合計画であると考えています。また、分科会全員で共通の目標を持ち、結論を出し、前に進もうという結束のもと、討論を重ねることができた。討論の方法を勉強することができました。

私たち第6分科会は自治基本条例が必要であると提案しました。区民会議の第6分科会で話し合ったこと、つまり区民が提案したことによって、(仮称)自治基本条例の委員公募が開かれたと考えている。

牛山教授の講義の「地方分権と自治基本条例」で、自治体は住民と行政の協働で、ということから、自治基本条例が実行力のない理念条例になってしまうのかどうかは、私たち区民にかかっているのではないのでしょうか。自治基本条例がみんなの力でできあがると素晴らしいことではないかと思い、提案しました。続いて、高野さん、よろしくお願いします。

高野委員 第6分科会では、みなさんの合意形成を基本にし、最後の一人が納得するまで、議論を重ねました。議論の結果、“自治システムの構築”“協働と参画について”“都市型コミュニティの協働について”の3つが必要である、と結論付けました。これらがどういうことかの話は牛山教授に任せます。今日は、私たちが区民会議で何をしてきたのかを、資料2「区民主体の自治をつくる」P5を抜粋して、説明いたします。

“私たち新宿区民は、自分たちの地域を自分たちで治めるという自治本来の考え方に立ち戻り、自治・分権の時代にふさわしい「新たな自治の理念・仕組み」の構築を求めます。”

“自ら治めるという意味での自治を充実させていくことで、区民が主体となった民主主義を徹底させて、基本的人権が保証される総合的で応答的な行政サービスを実現し、あわせて区民やNPO・企業などを担う公共を自主的に連帯して形成していくことが求められます。”

“それぞれの大項目での提言事項を着実に推進するために、私たちは「区民による区民のための区政」を実現させ、「参画」や「協働」を進めるうえでの基本的な哲学を明確化し区民と行政との間で共有していきます。区政が区民の信託に基づいて行われるという自治の基本原則を新宿区民の総意として確認し、自治基本条例を創設します。”

“「都市型コミュニティ」の創造のためには、地区協議会を始めとする地域を基盤とした区政を着実に推進し、地域が主体的に「まちづくり」に取り組み、公共的な空間を区民主導で形成していくことが不可欠です。同時に、地域課題の的確な把握と地域で課題解決の支援を行いながら、身近な地域の課題を身近な行政機関で総合的に対応することが必要です。”

“新宿区政の新たな目標の実現には、権限と財源の移譲を目的とした都区制度改革のさらなる

進展も必要です。私たちは自治基本条例の創設を、都区制度改革を推進させる契機とし、区民が主体となって「自治権を拡充する」取り組みを強化することで、基本構想の基本理念を実現できる区政を確立していきます。”

以上が、一番わかりやすい部分かと思います。質問がありましたら、後ほどメモなどいただき、みなさんと議論できればよいかと思います。

牛山教授 「自治基本条例に盛り込むべき事項の検討に際して」

牛山教授 盛り込むべき事項を検討していくことが運営会で決定されました。検討にあたって、どんなことをイメージしていけば良いのか、私の考え方で示したいと思います。

第1回会議の講演資料にて示しているのは、全国的な状況の例示、他の自治体ではこんなことをまとめている、ということと並べています。最終的には、形としてこういうものがあって、みなさんの中でまとまっていくのではないかと思います。全国的な動向を踏まえて、大きな固まりがありますよ、と示すだけに過ぎません。みなさんの中で、納得するまで合意形成をしていき、最終的に議会、行政を含めて決定していくことになる。この会はあくまで区民のみなさんで作り、まとめていくことになる。「新宿らしさ」とは、「みなさんらしさ」とも言えるものであり、この条例に出てくるのではないかと。そのようなことを踏まえ、資料6は、みなさんから第4回会議までにでてきたものを、大枠で項目にしたものに過ぎません。

みなさんで納得するまで、議論した後、議会と行政で意志決定をしていく。自治体とは住民自治体でもあります。住民がどのように合意形成していくかは難しい。また、議会は、制度的に確立されているが、代議制も色々な課題を抱えている。しかし、その中で住民の直接参加は地方自治の中で重要である。

地方自治は民主主義の学校であると言われている。どのような合意形成がありうるのか、どのような基本原則になっているのか、また大都市であるので地域の基盤をどう作っていくのか、外国人問題、多文化共生、安心安全も大きなテーマとなるだろう。その他にも税金や行政・議会のあり方にも繋がっていくだろう。

条例制定後、自治体によって有無はあるが、進行管理や自治のあり方を見守るような委員会を置くのかなど、これから合意形成を踏って、みなさんに意見をどんどん出してもらい、出てきたものをもう一回整理していくことになるだろう。

今まで出てきた大枠を踏まえ、繋がりを作っていくことが必要である。「木を見て、森を見ず」のように、初めから細かい部分を見ることは、避けなければならない。当面、大きな固まりをイメージして、議論していき、それらを整理していくことが良いのではないかと。その大きな固まりを、運営会で議論して、どのようにスケジュールしてやっていくのかを揉む。そして、各班で、専門部会を作っていくのか、班を作って同じテーマをやっていくのかなど、みなさんで検討していくのだろう。大きな固まりで自治基本条例に盛り込むべき内容として、みなさんの中で合意されてくるのではないかと。

そして、当然、森を見たら木を見て、「別の木を植えた方がいいかな」といった不足分を補っていく。また、全体を見て、最終的に「ここが足りない」などをみなさんの中で、議論していく。その過程でいろいろな意見が出てくるたびに、ワークショップを行うという方法を、今回は採用することになった。また、運営会で他の方法があれば提案していけば良いだろう。前回の運営会の中で、フリートークをし、またグループごとにワークショップにしていこうと、そしてこれらを繰り返して条例に盛り込むべき事項案を揉んでいこうということになった。また、前回決めたからといって、もう終わり、ということではなく、議論して気がつくこともあり、常に振り返ることは必要である。しかし、既にみんなで決めたことを強引に引っ繰り返すようなことは避けなければならない。「ちょっと気づいた」といった場合は、柔軟にみなさんの信頼関係の中で、対応していけばよいだろう。繰り返して行くことで、

合意形成がされていく。議論を重ね、どうしようもない局面で、それでもという時に最終の手段として多数決を行うように限定すべきではないか。しかし、多数決を繰り返すことは、不満が溜まってしまふこともあるので、注意しなければならない。あくまで、議論を重ねていくことが大切である。

運営会主体で司会を行い、区民の会として、話し合いをしていく体制が整いつつある。当面は大きな固まりを意識していきながら、細かい条例にこだわらず、作っていく。資料6は前回は振り返り、私の事例とみなさんの意見を整理したものである。これ以外にも、様々な意見が出てくるだろうが、みなさんの活発な意見が出てくることを期待している。

全体討議1

ファシリテーター 今から全体討議の時間に入ります。「新宿らしさ」をどう踏まえたら良いのか、みなさんと共有していただきたいと思います。

委員 なぜ「新宿らしさ」を入れた方が良いのかという話になったかという、前回、ある委員より質問があったからです。

また経過についての説明は、自治基本条例の経過について、知っている人と知らない人との両方がいることから、説明していただいた。

ファシリテーター ご説明ありがとうございました。「新宿らしさ」を盛り込むかどうかみなさんのご意見をいただきたい。

委員 10地区の説明会で、「新宿らしさ」がある自治基本条例にしたいという意見が一般参加の方からもあった。私個人の意見でも、全国的な共通項は取りあげた方が良いのではないかと。説明会においても、私個人の意見としても、「新宿らしさ」のすり合わせが必要であろう。一方、新宿区の自治基本条例の特性や特徴は出すべきではないかと思う。

委員 最初から「新宿らしさ」という言葉で考えると、発想の制約になるのではないかと。色々な議論の中で、結果的に「これが新宿らしさ」がでてくるのではないかと。「新宿らしさって何ですか」と聞きたい。

もう一つ、自治問題について、「新宿らしさ」といった、イメージ先行の言葉をこういった場で使用することは、まじめな議論が出来ないのではないかと非常に懸念しているが、発言は自由です。また、意見を交わせれば良いし、否定するつもりではない。

委員 (募集要項のポスターを見せながら)これは、この会議の募集要項です。ここには、「新宿らしい自治の仕組みを考えませんか」というサブタイトルがついています。それは、みなさん読まれているだろうし、それを今更議論するのはどうなのか。また今回でこの会議で第5回です。残された時間は限られており、「新宿らしさ」は置いて、議論を進めるべきである。最後に「新宿らしさ」が出れば良いのではないかと。

委員 「新宿らしさ」は入って当然であると思うが、我々は自治基本条例を作ろうとしている。区民検討会議に参画することが大事で、そこで、新宿の特性を踏まえなければならないのなら、十分に議論をすべきである。一番肝心なことは、自治基本条例であって、議論の背景に「新宿らしさ」の議論があることは、一向に構わない。

委員 「新宿らしさ」は入れた方が良いのではないかと。新宿の特性を活かした条例になれば素晴らしい。

委員 文言の議論についての解釈は色々な人の価値観や考え方により違うのではないかと。議論し、集約し、合意形成していくことがこれからの問題である。

重要なキーワードはどんどん議論すべきであると思う。

委員 「新宿らしさ」を盛り込みたくない人をこの中で聞いてはどうか。いないのならば、次の議題に進めるべきではないかと。

委員 私は盛り込みたくない、盛り込んではいけないなど一言も言ってない。議論を進めていくうちに「新宿らしさ」がにじみ出てくるのではないかと。新宿の自治の歴史を振り返って、議論をして寄せ集めていくべきではないかと。過去を検証していくべきである。

委員 お願いですが、発言の内容を狭めるような提案は控えて頂きたい。自治を考えた場合、地域の特徴や課題は、必ず各地域にあるものだと思います。これらの特徴を抜きにして、自治を考えることは、出来ないと思う。それが「新宿らしさ」という言葉を使用したことで、誤解を招いているのではないか。これからどういうことをしていこうか、今まで何ができなかったのか、このようなことを前提とするのならば、ここできちんと共有された方が良くと思う。過去のワークショップで出てきたことは新宿の課題や特性、「こういうことがあったらいいな」という希望であり、このようなことは大事にしながら、地域の特徴を形作っていくことを、「新宿らしさ」を話し合う中で、意義があると思う。

委員 確認ですが、区民検討会議というものは、区民会議の提言に基づいて作られたものですか。

事務局 区民会議からの提言を受けて、新宿区の基本構想、総合計画を作りました。きっかけにはなりましたが、区民会議の提言イコール区民検討会議ではありません。

牛山教授 「新宿らしさ」についてですが、新宿らしくない基本条例を作りたいという人はいないですよ。ね。「新宿らしさって何だろう」ということは既にワークショップの議論の中に具体的にでてきている。このように具体的に出てきているので、「新宿らしさ」という言葉に縛られているのではなく、盛り込むべき事項について、「これは新宿だから入れた方がいいね」など議論に入った方がいいのではないか。その中で新宿の特徴が出てくれば良いのではないか。

委員 過去4回のワークショップで「新宿らしさ」は言葉としてでてきている。その言葉の中に、概念が含まれているのではないか。言葉から入り、概念として捉えるということ意識していかなければ、時間の無駄ではないか。また、新宿区民の最大多数が今後新宿区に住まうにおいて、最大の幸せはどうやって得られるのか、ということもポイントではないか。今の新宿の状況はフロンティア的な立場である。区民委員のみなさんが持つ概念として捉えれば、変わってくるのではないか。

委員 基本条例を作るに当たって、「新宿らしさ」は前文なのか。条例を作るのならば、前文を作って、本文になるのではないか。

牛山教授 法形式ではなく、大きな項目・固まりをここで出してもらいましょうという話であり、それを前文にするのか条文にするのかどうかは、具体的に整理していくかどうかは、これから議論できるのではないか。条例の形にしないとイメージは沸きませんか。

委員 順序立っていないと、話がまとまらないのではないか。

牛山教授 では、その順序は誰が作りましょうか。例えば、第 章といった形か。

委員 新宿区の憲法であるのだから、そういう形が良いのでは。私は新宿区の憲法を作ると言うから参加した。

牛山教授 では、第 章 案というのは、誰が作るのか。

委員 それは、みんなで作れば良いのではないか。

牛山教授 それを作るために集まっているのではないか。

委員 それでよいのではないか。総論みたいなものがわからない。

牛山教授 固まりとか、前文は行政が作るのではないし、私が作るものでもない。そのためのステップを今踏んでいるのではないか。

委員 限られた時間の中で、順序立てていかななくてはいけないのではないか。

牛山教授 では、その順序は誰が出すのですか。

委員 私はあなた方に言われるままに、出てきて、やっている。

委員 一人一人こういった経験の有無は違うのであり、慣れている人は少数派である。色々な意見に一つにまとめるのは難しいが、私たちがここで作るしかない。一人一人意見が違うことを、否定しても仕方がない。牛山教授から助言を頂いたように、私たち出席者が自主的に進めていかなければならない。

委員 みなさんの意見を聞きますと、決して、対立すべきものではないと思う。自治基本条例に盛り込まなければならないことは、他の条例と共通してあるだろう。しかし、他の条例をそのまま新宿区に置けばよいのではなく、新宿区の特殊性や実際に合った条例にしたい、ということで「新宿らしさ」がある。それを次第5の といった分け方で を先にやるということなどから、「それはどうなのか」という意見が出てきてしまうのでは。とにかく、みなさんの意見は対立するべきものではない。

委員 既に をやり、 に入っていると思う。 については、やはり「新宿らしさ」は必要であると思う。なぜなら、今まで各班が検討してきたことから、自ずと「新宿らしさ」が出てくるのではないかと思う。ですが、牛山教授と意見が少し異なるが、今までの検討した中身を考えると抽象項目が多いのではないか。よって、大きい項目を決めて、それから中小のような進め方をしないと、なかなかまとまらないと思う。大きな項目で捉えるのならば、区民、行政、議会の頭出しをして、それから細かいことを決めていかないと、つかみ所がないのではないか。回数も重ねており、進行管理も考えなければならないのではないか。

事務局 基本条例に盛り込むべき事項はみなさんから頂いたキーワードから、大きなタイトルを考えていこうと思いますが、よろしいですか。それでは、具体的な指示をファシリテーターに進めてもらいたいと思います。

ファシリテーター 資料5と6を使用します。資料5は前回各班でまとめた「模造紙まとめ」から重ならないようキーワードを抜き出しました。資料5の2ページ目は第1回会議と第3回会議でのキーワードを同じように抜き出したものです。資料6は牛山教授から頂いたアドバイスをもとに、項目にしたものです。

本日は、みなさんにどんな項目があるのか見て頂きたいことと、キーワードが資料6の牛山教授の項目のどれに当てはまるのか考えて頂きたい。今から5分間、個人ワークで作業して頂きます。直感で良いのです。牛山教授の項目に当てはまらなかったものを、抜き出して下さい。質問はありますか。

委員 牛山教授がまとめた項目についてですが、第1回目の項目は基本的な条例の枠組みであり、第4回目では、枠組みの中で、考慮すべき事項と言うことである。よって、1回目と4回目では分け方が異なるので、資料5を資料6で、当てはめて欲しいというのは無理があるのではないか。

ファシリテーター 第1回目の牛山教授の講義では、少し漠然としているので、第4回目の講義を参考として出している。それは、「新宿らしさ」に繋がるものであり、まず当てはまるのかどうか、という作業をして頂きたい。

委員 資料5の“第3回会議でのキーワード”は、例えば、項目4「貧富」のかっこの中は“野宿者、NPO活動、事業所が多い、活発な経済活動”とかなり意味が幅広く、当てはめることが難しいと思うがどうしたらよいのか。

事務局 第4回目のキーワードを中心に考えて頂ければ良いです。確かに、ご指摘にあったように、第1回目と第4回目の講義では異なるものと認識しております。第4回でみなさんが出されたキーワー

ドを見て、牛山教授が項目ごとにタイトルをつけたものです。資料に曖昧なところがあるかもしれませんが、このワークの目的は、どの項目にも当てはまらないキーワードを抜き出して頂きたい、当てはまらなかったキーワードを皆さんで確認して頂きたい、ということです。

(個人ワークへ)

個人ワーク発表と全体討議2

ファシリテーター では、当てはまらなかったものの数字を順番に発表してください。

(各発表)

委員 3.22

委員 11.23, 反対に 19.20 は大事

委員 1.2.3.4.7.10.11.13.20.21.22.23.27.28.32.34.35.36

委員 1.18, 22までしか作業していません。

委員 1.11.17.18.19.23.24.25.27.34.35.

第3回目のキーワードからは 4.8.9.10.

委員 1.9.11.18.23.25.28.34.35

委員 23.35.36

委員 全部入る ……複数に項目に入るものもある

委員 3.11.23.32

委員 7.11.16.23.32.

委員 盛り込むべきもの。

・新宿区区民憲章

・新宿基本構想

・新宿区平和都市宣言

・新宿区環境都市宣言

・東京都・国との連携

委員 1.11.23.35

委員 15 基本的にはどれも入る。この番号は前文や目的条項に入れるのが良い

委員 28 は必要なし

委員 28.32 は必要ないのではないか。

委員 11.32

委員 1.11.16.17.18.23.25.26.28.34.35

16.17 は入らないが、大事

委員 1.4.23.24.25.。第3回のキーワードからは 9.4

委員 11.23.35

第3回 9

委員 1.2.3.13.20.23.26.28.32

委員 11.28.32。一方、16.17 は大事である。第3回からは 4.9

ファシリテーター ただ今、それぞれのキーワードが、牛山教授が出した項目に当てはまるかどうかを直感で分けて頂きました。この中には「このキーワードは条例に要らないのでは」というものや「当てはまらなかったけど、条例には必要だ」というものがあったと思います。これらについて、ご意見を頂きたい。

委員 まず、条例の位置づけがどういうものかということがあるが、私は今回の条例は政策条例ではないと思う。例えば、11番の「ペット」は地域の問題として関連性があるのかもしれないが、基本条例に入れるべきではないかと思う。

委員 当てはまらないものはここで切ってしまうのか。

事務局 まず当てはまらないものを挙げ、その中で項立てすべきものを確認することが必要で、検討し、洗い出したいと思います。切るのではなく、条例項目に入れるために、拾うと考えてほしい。

委員 同じキーワードに対して、みなさんの解釈の仕方が違うので、このことを踏まえると本当に良いのか、不安である。

事務局 このキーワードの中に、牛山先生が項立てしたものに対して、当てはまらないものは当然あります。そこで、当てはまらないものをどうやって、条例上に検討項目として拾い上げていくのかということ意識してもらいたい。

委員 16番(地方公共団体としての位置づけ)は非常に大切だと思う。23区制や特別区制度廃止のこともある。

委員 一度消えた項目も再び必要とされることもあるので、自らを狭めることはないと思っているので、この作業は認めている。その方が実りある議論ができるだろう。

委員 13・14は要らないのでは。

10の「外国人問題」は、新宿区は外国人がいないと最早、成り立たなくなっており、キーワードから“問題”という文言を取るべきである。

また、11番「ペット」を出したのは、私である。一人暮らしが多くなった中で、ペットは大事な存在である。長生きしたペットを表彰しているところもあり、ペットは家族同様である。

委員 32番の「よそ者」はどの程度の“よそ者”なのか。通勤、通学で来ている人もいる。

委員 それを書いたのは、私です。その「よそ者」は“新宿区に住んでいない人”という意味です。

委員 それぞれが短時間で読み込んだ段階であり、読み込もうとすれば読み込めてしまうキーワードもある。むしろ、ここにでてきていない文化や歴史について、どこで読み込ませるのか、そういうことがよくわからない。それから、教育・自治・住民など、あがっているキーワードをどこで位置づけるのか、どこでその問題について、条例の中の項目立ての中で含めるのかは、今の段階では、出にくいと思う。

お願いであるが、キーワードが「当てはまらないもの」探している方と「いらぬもの」を探している方がいて、ワークショップをする際に、やることに混乱がでないようにしていただきたい。

委員 住民と区民の違いを議論していくべきではないか。住民自治とはいうが、区民自治とは言わない。このようなことを、どこかで議論したい。

委員 牛山教授の項目にコミュニティ・市民参加について、入っていないが、条例項目にどうしても入れたい。

委員 新宿区に住んでいる住民が将来正しく暮らせるということを前提だが、区民・市民といった定義の問題がよくわからないので、教えていただきたい。

ファシリテーター その定義をこれからみなさんと考えて頂きたい。

事務局 本日議論した項目をもう一度確認していきながら、議論していきたい。議論の仕方、進め方については、運営会で諮りたい。よろしいですか。

委員 一つお願いがありますが、事前に資料を頂いて、目を通すことができるのではないかと。

事務局 事前に配布できる資料については配布していきたい。

ファシリテーター 先ほどの竹内委員と高野委員の報告についての質問はありますか。

委員 区民会議の中で、“参画、協働”という話があったが、“協働”については、共通の理解ができていない。これは、今理解しておかないと、後の議論ができなくなるので、区民会議の提言書に協働について記されているので読んで欲しい。

事務局 事務局で用意いたしますが、よろしいですか。

委員 区民会議で自治基本条例はどなたが一番初めに提案したのか。

委員 第6分科会で、「まちづくりのルールをつくろうよ」という形でまとめ、”まちづくり条例”といった感じで始まった。それをみんなでどうすればよいのかと話し合い、結果的に自治基本条例になった。

事務局 時間も迫ってまいりましたが、よろしいですか。他に質問がございましたら質問カードに書いて下さい。